

## 武生公会堂記念館特別展企画公募要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、武生公会堂記念館（以下「記念館」という。）の特別展の企画を公募し、当該企画による特別展を越前市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が応募者との共催により開催するための手続その他必要な事項を定めることにより、記念館の事業運営の充実を図り、もって市の文化振興に寄与することを目的とする。

### (応募者の基準)

第2条 特別展の企画に応募できる者は、これまでにこの要綱による特別展を行ったことがない団体又は個人とする。

### (公募企画の基準)

第3条 教育長は、次のいずれかに該当する企画を特別展の企画として公募する。

(1) 美術資料や郷土の歴史、考古等に関する資料の展示等、市民の文化の普及向上に寄与する企画であって、公益性のあるもの

(2) 本市のイメージアップに貢献すると認められるもの

### (公募の対象外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する企画は、公募の対象としない。

(1) 宗教活動又は政治活動等と認められる企画

(2) 営利を目的としたもの又は特定の団体の利益につながる企画

(3) その他、教育長が不相当と認めた企画

### (応募方法)

第5条 特別展の企画に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、武生公会堂記念館特別展企画書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育長が別に定める日までに教育長に提出しなければならない。

### (公募方法)

第6条 教育長は、越前市広報及び越前市ホームページ等に掲載する方法により、特別展の企画を公募する。

### (審査及び採用)

第7条 教育長は、応募のあった企画が第3条及び第4条に定める規定を満たすと認められるときは、越前市武生公会堂記念館設置及び管理条例（平成17年越前市条例第215号。以下「条例」という。）第11条第1項に規定する越前市武生公会堂記念館運営協議会（以下「協議会」という。）に対し、企画の採否に関する意見を求めるものとする。

2 教育長は、協議会から提出のあった意見を踏まえ、企画の採否を決定する。

3 教育長は、前項の規定により企画の採否を決定したときは、速やかに企画（採用・不採用）決定通知書（様式第3号）により当該応募者に通知するものとする。

4 教育長は、企画の採用の決定を行うに当たっては、特別展の開催に必要な範囲で条件を付することができる。

5 教育長は、第2項の規定により企画の採用を決定した後において、当該採用の決定を受けた者が第4条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該採用を取り消すことができる。

（開催期間）

第8条 教育委員会は、前条第2項の規定により採用を決定した企画に基づき、当該採用を決定した日の属する年度の翌年度以降に、当該応募者と特別展を共催する。この場合において、開催の期間は、1か月以内を基本とする。

（使用の許可等）

第9条 第7条第2項の規定による採用の決定があったときは、当該採用された企画に係る第5条の規定による応募をもってその企画に係る特別展の開催（準備を含む。）に必要な施設又は設備、期間等についての次の各号に掲げる行為があったものとみなし、及び同項の規定による採用の決定をもって当該各号の行為に対する許可又は承認があったものとみなす。

（1）越前市武生公会堂記念館設置及び管理条例施行規則（平成17年越前市教育委員会規則第35号。以下「規則」という。）第5条の規定による使用許可申請

（2）規則第10条の規定による施設使用料の免除申請

（3）越前市教育委員会共催及び後援の承認に関する事務取扱要綱（平成17

年10月1日施行。以下「共催要綱」という。) 第5条の規定による承認申請

(労務及び経費の分担)

第10条 展示に係る労務及び宣伝費については、別表のとおり分担するものとする。ただし、市の負担額については、特別展開催年度の予算の範囲内で決定する。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特別の事由があると認めるときは、市の負担額を予算の範囲内において別に定めることができる。

(その他)

第11条 その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

展示に係る労務及び宣伝費等の分担について

		応募者	市
労務	出品交渉及びこれに付随するもの	○	
	ポスター・チラシ・看板の制作	○（PDFで市に送付）	校正を行う
	ポスター・チラシ・看板の発注及び支払		○
	ポスター・チラシの発送	発送先の希望があれば教育委員会に伝える。	○
	キャプション・パネル等の作成	○	
	作品の運搬	○	
	展示作業	○	
	展示用の備品の貸出（釘、ワイヤー、ライト等）		○
	開場式等の実施及びこれに付随するもの	○	
	看視、入場料等の徴収、図録等のグッズ販売事務等	○	
	越前市広報又は報道への情報提供		○
宣伝費	ポスター・チラシ・看板の制作費		○
	ポスター・チラシの発送費		○
	広報活動費（ポスター・チラシ及び越前市広報の制作費又は発送費を除く。）	○	
その他	上記以外の労務及び経費	○	

注 市の負担額については、特別展開催年度の予算の範囲内とする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

越前市教育委員会

教育長 殿

住 所

（団体にあつては、所在地）

氏 名

（団体にあつては、団体名及び代表者名）

電話番号 （ ）

### 武生公会堂記念館特別展企画書

みだしの件について、武生公会堂記念館特別展企画公募要綱第5条の規定に基づき下記のとおり応募します。

記

1 企画の名称

2 事業の目的

3 事業の内容

4 開催希望時期

年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

5 添付書類

(1) 収支予算書（様式第2号）

(2) 団体の規約（団体の場合のみ）

(3) 役員等の名簿（団体の場合のみ）

様式第2号（第5条関係）

## 収 支 予 算 書

《収入の部》

（単位：円）

区 分	予 算 額	算 出 基 礎
合 計		

《支出の部》

（単位：円）

区 分	予 算 額	算 出 基 礎
合 計		

様式第3号（第7条関係）

企画（採用・不採用）決定通知書

年 月 日

氏 名

（団体にあつては、団体名及び代表者名）

様

越前市教育委員会  
教育長

年 月 日付けで応募いただいた武生公会堂記念館特別展の企画  
について、次のとおり決定しましたので通知します。

- ・企画の採用を決定します。

企画の名称

開催時期 年 月 日から 年 月 日まで

条件

- ・次の理由により企画の不採用を決定します。

理 由